

総務常任委員会会議録

令和5年10月2日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員
天利議長

説明者 青木人事課長、杉崎財産管理課長、伊藤総務課長

案 件

(付託陳情)

1. 陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

傍聴の申出がありますので、その入室を許可してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、傍聴者入室のため暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の案件に入る前に、柳田委員から、9月27日に行われました委員会の発言の中で、削除また訂正したい旨がありますということで、その訂正取消をさせていただきたいとの申出がございました。その内容につきましては、05の資料に、皆様に配付しておりますので、確認していただきたいと思います。柳田委員からは、翌日9月28日の段階で、委員会の質疑の中で自分の発言に誤りがあったということで、本人が気がつきまして、議員必携にも皆さんご承知のとおり載っているとおり、議員は、自らの発言にしっかりと責任を持たなきゃいけないということがあったので、本人からその申出がありました。この件について、皆様に発言訂正の許可をいただきたいと思いますけれども、まずは柳田委員から一言ございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 議案に対する質疑の発言におきまして、議案に対して調べて参考になるものを引用したまではよかったですけど、言葉の言い間違いだとか、内容の思い違い、自分の不注意だとか、勉強不足が招いた結果だったと思います。今後はミスのないように失敗から学び、これからは発言にかかる言葉の細部まで、事実や根拠に基づいて、議員必携に書かれておりますとおり、発言の責任や重みに十分注意を払い、改善していこうと反省しております。このたびは発言の修正、訂正のため皆様のお時間を空費してしまい、大変申し訳ございませんでした。以後気をつけてまいります。

【黒沢委員長】 ということで、この発言の取消訂正については許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 今回の柳田委員の行動については、非常に勇気のある行動であったかと思えます。

我々一人一人も、自らの発言にはしっかりと責任を持って発言していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、案件に入っております。本日の案件につきましては、付託陳情1件でございます。それでは、陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情を議題といたします。では、まずこの陳情につきまして事務局をもって朗読いたします。

亀井次長。

【亀井事務局次長】 それでは、陳情を読み上げさせていただきます。

陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情。

陳情理由。

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。

全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、寒川町においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。

陳情項目。

①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにしてください。

②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなど指導を徹底してください。

③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当なのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。

令和5年8月31日。寒川町議会議長天利 薫殿。神奈川県横浜市旭区四季美台55-6、政党機関紙の

庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会代表出井健三郎、神奈川県横須賀市汐入町5-61、鈴木光弥。

以上です。

【黒沢委員長】 ただいま朗読が終わりました。陳情第11号につきましては、陳情者の鈴木光弥氏から意見陳述を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

意見陳述者の移動のため暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これから意見陳述者の方から本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は5分以内でお願いいたします。5分の時点で事務局のベルが鳴りますので、その時点で速やかに終了をお願いいたします。趣旨説明終了後、委員から意見陳述者の方に対する質疑を行います。質疑が終了したら、意見陳述者の方は傍聴席に移動していただき、委員による陳情の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は冒頭氏名を述べていただき、ご説明をお願いいたします。

【鈴木意見陳述者】 おはようございます。鈴木光弥と申します。本日は、寒川町総務常任委員会の場で政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会の陳情を審議してくださることを心から感謝申し上げます。本日、代表は体調不良のため、私、鈴木光弥が来ました。いささか緊張しております。

では、陳情と添付資料に沿って説明させていただきます。まず、3番目の調査・確認、具体的にアンケート調査についてお話しさせていただきます。このたびの陳情書の添付資料として、政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した自治体で、そしてその調査結果を添付させていただきました。実際のところ、今までは庁舎内での政党機関紙の勧誘について、行政としては、ちょっときつい言い方をさせていただきます。臭いものには蓋をするような対応が続いてきたと考えております。実は今日新たに1枚添付資料を追加させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

それは9月25日、1週間前です。朝日新聞が報道しました千葉県長生村における議員から職員へのハラスメントのアンケート結果です。長生村では議員が職員に暴行してけがをさせるという、あつてはならない事件がありました。もしかしたらほかにもハラスメントがあるのではないかと、村議会が職員にアンケートを実施したものです。そのアンケートの結果、分かったことが、上位4番目に政党機関紙の勧誘、購読の強要が挙げられたものです。その数は、食事やお酒を強要される、理不尽な罵倒を受けるの2倍以上の数でした。職員は、議員からの政党機関紙の勧誘を断れない、強要されると感じており、それが職場における大きなストレスになっていると言うのであります。

では、相談したかということ、やはり相談はできなかったということでした。このアンケートを実施した主体は村議会であり、しかも委員長の関克也議員は、共産党議員であります。朝日新聞のインタビューに共産党の関議員は、思ったより多かったと答えています。ハラスメントはする側加害者と、される側被害者がいます。そして、基本的にはハラスメントする側は自覚がないことが多いのです。ですから、陳情書にはハラスメント事態解決の大原則に従って、職員に寄り添って調査・確認してくださいとして

います。

また、ハラスメント対策は、起きてから対応するのではなく、起きないように仕組みづくりが大変重要だと思います。議員が職員に政党機関紙を庁舎内で勧誘するというのは、全国の調査結果を見てもハラスメントにつながる可能性が極めて高い現実があります。ですので、ハラスメントを予防するために庁舎内で勧誘することは一切やめてもらいたいと思います。

また、陳情2番目に書かせてもらったのは、庁舎内での購読、集金は、庁舎内で政治献金をしている、場合によっては、業務時間内に政治献金をしているのではないかという、町民の目から見たら政治的中立性に疑念を感じるのは当然のことです。ですから、行政として購買したい人は自宅でするようにしてくださいという案内をしてもらったらいいのではないのでしょうか。本当にとりたい人は自宅で購読を続けることでしょう。

実は寒川町職員の中にも、政党機関紙勧誘に困っている職員がいるという声を私も聞いています。今回の陳情提出の運びとなりました。

以上、町民のために汗して働いてくださっている寒川町職員の方々が、実は議員からハラスメントを受けていたということが間違っても起こらないように、職員、町の人たちの目線で誠実な審議をお願いします。ご清聴ありがとうございます。よろしくをお願いします。

【黒沢委員長】 ご苦労さまでした。

それでは、ただいま意見陳述が終わりました。意見陳述者に対し、委員の皆様から質疑等がありましたら、ここでお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。まず、今回の陳情ですけど、この間、6月、9月の県内の自治体でもこちらの団体の方から陳情が出されています。寒川に今回来られた、全県を回ってこの陳情を出されているのかを確認したいと思います。

それと、あとこの陳情理由の中で、しんぶん赤旗などの政党機関紙ということで、赤旗新聞を名指ししていますが、政党機関紙はどのようなものがあるか、ほかにも認識されているのか、その辺をお伺いします。

【黒沢委員長】 今2点ほど質疑があったかと思いますが、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

【鈴木意見陳述者】 まず、1番目に関しては、私は横須賀市に在住してまして、横須賀で陳情書を出しました。横須賀の場合は、全員一致でなければ駄目という、そういう市の方針がありますので、意見陳述はしませんでした。寒川さんでは、言い方はあれですけども、多数決で行われるということで、出させていただきました。

2番目の別に赤旗さんだけではないです。赤旗さんのことを今言われましたけど、私は変わった考えを持っていて、共産党さんはすばらしいと思います。政治資金をもらわないで、自分たちで赤旗を作って、それで政治活動しているというのは、ほかの政党も見習ってほしいと思います。そうすれば、税金が安くなるかなと思っています。それはすばらしいことだと思います。ただ、庁舎内でやるのはどうかなということ。それはあくまでも、この中で述べさせてもらったように、どこで町民が見ているか

も分からないし、それが結局党の活動資金になるということは、献金に値するのではないかという、ですね。そのお金でやるわけですから。そういう捉え方をされたら、せっかく頑張っている共産党さんは残念じゃないですか。そういうことで、共産党さんの名前、それは違うところもあると思います。それを庁舎でやっていたら、公明党さんもあります。自民党さんもあると思います。それぞれの機関紙が。それを庁舎内ではいけないんじゃないかと、赤旗だけが駄目とは言っていない。そのことを誤解のないようにお願いします。

【黒沢委員長】 他にいかがでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 資料の政党機関紙勧誘についての職員アンケートを実施した主な自治体と書いてありますよね。これだと6つあるんですけど、これは古いときは2003年、最新だと2023年6月にやったということ、実施したということを示しているんですけど、これは主なことなので、ほかにも全国的に、把握している範囲内でもいいですので、どの程度このアンケートというのを、おっしゃっていただいたとおり、ハラスメントということについての関連した同じようなアンケートだと思うんですけど、全国的には主になって出たんですけども、この6件ね。ほかにあるんでしょうか。その辺をお聞かせください。

【黒沢委員長】 お願いします。

【鈴木意見陳述者】 代表なら詳しく知っていると思うんですけども、臨時で来て、そこまで資料は持ってきませんでしたけども、ただ、新しく添付させていただいた千葉県長生村の、これは新聞に載っていたように、先週の話です。最近でもこういうふうにあったという事実を強調したいと思います。どれだけあったかっていうと、どれだけのアンケートをとったかという、市町村まで全国でどのくらいあるかということまで、申し訳ありません。私は勉強不足で。今日はないです。申し訳ありません。

【黒沢委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、陳述者に対しての質疑をこれで終了したいと思います。大変にご苦労さまでした。

【鈴木意見陳述者】 ありがとうございます。審議のほどよろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、この後も審査を続けてまいりますけれども、この後の審査の進め方について皆様から何かご意見はありますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 この陳情項目にも多々庁舎内管理規則ですとか、執務室に立ち入りとか、そういう言葉もありますので、執行部側に状況の確認がとれればと思うんですが、いかがでしょうか。

【黒沢委員長】 ただいま小泉委員から、現状の町の対応として確認したい旨がありますというお話だったんですけども、皆さん、いかがいたしましょう。執行部を呼びましょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、執行部を呼びますけれども、それでは、執行部が準備するまで暫時休憩いたします。再開は9時半にしましょうか。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前に委員会の中で、執行部の現状の対応等を確認したいことがあるというお話がありましたので、関係するであろう執行部、課長の皆様に入ってくださいましたので、これより本陳情に関して町の対応について質疑を受け付けたいと思います。執行部に対して何か質疑等がある方は挙手をお願いいたします。

岸本委員。

【岸本委員】 それでは、本陳情の中で陳情項目が3つございますけれども、当町の状況を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは1つ目の中にあります庁舎管理規定の中に、執務室内に職員以外の者は立ち入られないようにとありますけれども、そのような規定は当町にございますでしょうか。確認いたします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 現状の庁舎管理規則の中では、カウンター内ですとか、執務室内に立ち入らないといったような規定はありませんので、現状では立ち入らないような規制はしていないという状況になります。

以上です。

【黒沢委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 2つ目の陳情項目の中に、庁舎管理規則では、政党機関紙の配布や勧誘は禁止されるべきものであるのか、当町の考えをお聞かせください。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 庁舎管理規則の中で禁止行為を定めております。5項目ありまして、示威またはけん騒にわたる行為をすること。2点目が、面会の強要、乱暴な言動、又はけん悪の情をもよおす行為をすること。3点目が、執務又は通行の妨害となる行為をすること。4点目が、庁舎等又は物件を汚損し、またはき損すること。5つ目が、金品の寄附を強要し、又は押売りをすることといった形での規定になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 最後3つ目ですけれども、他自治体でもアンケートをとっているということが、今回の陳情の内容にも含まれております。当町において、そのようなアンケートを実施するという考えはおありでしょうか。再確認いたします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 アンケートについてのお尋ねでございます。各政党機関紙の購読に関しまして、勧誘を受けたことがあるのか、また、その際に心理的圧迫を感じたかどうかを把握するためのアンケー

ト調査の実施については、検討の余地はあるものと考えております。しかしながら、購読については、個人の自由であり、購読の事実を確認することは、支持政党など個人の信条を確認することにもつながるおそれもあるということから、慎重な判断が必要であると考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 他にございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 3点ほどお伺いします。1点目なんですけど、寒川町の庁舎管理規則の中で、先ほど第7条の禁止行為のことについて答弁があったと思うんですけど、政治活動に関しまして、寒川町庁舎管理規則の中で何か該当するものがあるのかどうか、お伺いします。2点目なんですけど、政党機関紙などの過度な勧誘、そういった該当する勧誘行為が実際に庁舎内であったのかどうかというところをお伺いします。3点目なんですけど、パワーハラスメントですね。寒川町にも、寒川町職員のハラスメント防止に関する要綱がございますけど、ハラスメントを受けた場合、どのようなプロセスで解決しているのか、お伺いします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 現状の庁舎管理規則の中では、政治行為の部分禁止、あるいはどうこうするといった規定は現在のところございません。それから、2点目にご質問がありましたように、あったかどうかの事実確認ですけれども、庁舎管理担当課長としては現在把握しておりません。

私からは、以上2点となります。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 町の中でハラスメントがあった場合、どういう手続というのか、対応するののかということでございました。ハラスメントについては、まず、その事実や第三者から通報等があった場合については、まず人事課でその内容が本当にあったのかどうかというところを関係者のヒアリング等を通じて事実確認をいたします。その後ハラスメントの委員会の中でそこを共有いたしまして、対応を決めていくという形になります。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。政治活動に関しましては、特に規定に該当するものはない、2点目も、過度な勧誘はあったかどうかというのは把握していない、3点目に関しましては、人事課に言って委員会が開かれて、もし答えられればなんですけど、過去に開いた実績とかがもしあるのであればお伺いします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 様々なハラスメントがございますので、そういった意味であったかないかでお答えすれば、あります。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 あったので、しっかりと先ほどおっしゃった手順のとおりに対応したということによ

ろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 答弁が不足して申し訳ございません。柳田委員のおっしゃるとおり、あったのでそういった対応をしたということでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 2番目の項目について質問させていただくんですけども、庁舎内の政治的中立の疑惑払拭という陳情がありました。中立性という点では、職員の中立性というのは、業務を遂行する上で町民との対話など様々な対応が中立性を保つということが中立と自分たちは見ているんですけども、その点について町はどうお考えなんでしょうか。お尋ねします。

【黒沢委員長】 町の見解を求められている部分だと思うので、課長の皆さんがお答えできるかどうかというのはあれなので、答えられる範囲でお答えいただければと思いますけれども。

杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 庁舎管理の立場で申し上げますと、我々は政治的中立性が当然求められていますので、執務時間中はそれを念頭に業務を行うべきだと考えております。ただ一方で、我々行政の仕事は、どうしても政治による政策決定に基づいて行われるべきものでありますので、全く政治と行政の接点がゼロになるということはあるのかなどは考えておりますが、ただ、疑念を持たれないような執務の仕方をしなければいけないのかなど、私の立場からはこういったお答えになるかと思っております。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 自分たちとしては、町民に対して中立の立場をとるとというのが職員さんの立場だと思っています。あとは自主的に読みたい職員は、自宅配達するよう指導していただきってあるんですね。新聞はどこで読むのも自由だと思うんですね、思想、信条、それに関係なく。機関紙に限らず読むということに関しては自由なわけですから、そこを行政が指導するというのが許されるのかということと、業務を遂行する上で、職員がですよ、その上で様々な政党機関紙を読み、情報収集するってということは、政治的中立を損なうということになるんでしょうか。お尋ねします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 まず、1点目の指導を徹底していくことが許されるのかというお尋ねでしたが、物理的に可能なのかどうか、指導徹底が可能なのかどうかという観点からお答えしたいと思います。まず、政党機関紙の購読については、先ほど申し上げましたが、個人の自由であるため、なかなか制限はできないと思っております。機関紙の受取りや集金場所を庁舎ではなく自宅等でお願するなどの協力を要請することは可能であると思っております。また、町民の皆様の政治的中立性を確保していくために、各政党の機関紙については、現在私が承知している中では、電子版も発行をされております。よって、購読者は、その電子版を利用することで、受取りや支払い等も各端末で行われることとなりますので、町民の疑念の払拭にもつながることから、そういった要請も併せてできるのかなどと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 じゃ、続いて、青木委員。

【青木委員】 いろいろとお答えしていただいたんですけど、あくまでも機関紙というのは、職員本人が自主的に購入を決めるものだと思っています。購入していないというのも自由ですし、批判的な目で機関紙を見て研究するというのも当然あると思うんですね。陳情3で、議員があたかも圧力で購入させているかの表現で調査・確認せよとなっているんですけども、購読を拒否したり、中止した場合に、実際その議員さんから購読を勧めて、拒否、とれませんか、中止した場合、途中でとっていたんですけども、中止してやめますということをお話した以降で、いやがらせを受けたという事実というのはあるのでしょうか。その辺をよろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 購読については、先ほど来申し上げておき、あくまでも個人の判断によるものでございますので、組織としてそういった事実があるかどうかということは一切把握しておりません。

以上です。

【黒沢委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、1件お伺いしたいと思います。私は、政党機関紙と、あとは新聞等については、個人的には営業活動だと思っています、勧誘については、営業活動に関しての町の取決めというのはどんな感じになっていますでしょうか。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 営業活動というか、物品の販売などのことなのかなと思いますが、庁舎管理規則の中で物品の販売、宣伝、勧誘、寄付金の募集、署名の収集その他これらに類することは、許可が必要なことといった規定になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、百歩譲って、営業の例えば許可というのが出てきた場合、機関紙の場合はどのような対応になるのでしょうか。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 先ほど来出ています中立性の部分ですけれども、執務時間中は政治的中立性が求められていますし、その執務場所である庁舎内になりますので、もし許可申請が出てきたといった場合には、許可はできないのかなというのが現在の認識であります。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 例えば保険の勧誘か何かですと、ある一定の曜日の昼休みとかって、そういった感じでやっていないのかなというところを、それと絡めて、そういった関係でやられたらどうかなというところをお聞かせいただけたらと思います。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 保険の実態に関して、私どもでは把握はしていないんですけども、やるのであれば許可が必要になってくる、物品の販売になるか微妙なところではありますけれども、そういった対応は必要なのかなとは思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回、この陳情ですけど、全国でも似たような文面が出ているということ、県内でも、6月、9月会議でも同様の陳情が出されていますけど、まず1つ目ですけど、添付されている資料の中に世界日報の記事というものがあるんですけど、町として、この新聞はどのような新聞が把握しているのかお聞きします。あと、庁舎管理規則については、先ほど前段の委員も質問されていましたので、オーケーです。あとそれと陳情理由の最後に、住民の不安を解消してくださいとありますけど、住民の方から不安を覚えるような訴えとか何かがあったのか、それを確認します。

【黒沢委員長】 答えられない部分は答えなくて結構ですので、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 世界日報の内容について把握されているかというところですが、すみません。総務課ではこの日報社について詳しい状況は把握はしておりません。

以上です。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 住民の不安の声というお話ですけど、特段私どもでは把握しておりません。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 世界日報に関して、町としては状況は把握していないということですけど、これをインターネットで検索しますと、いろいろ出てきます。その中でも、今問題になっている世界統一家庭連合、旧統一教会ですね、が関係しているということもネット上では出ています。そういうことも把握はさせていただきたい。それと不安のことに関して、特には町民の方から申し出ていないということでした。

【黒沢委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 まず、陳情項目①にあります執務室内に許可なく立ち入りという文面があるのですが、許可なく立ち入って、政党機関紙の勧誘・配達・集金を行っているというような事実というのは、庁内ではあったのかどうかというところをまず確認させてください。

もう一つが、②のところですね。政党機関紙の購読というような文面がありますが、政党機関紙に限らず、例えば様々な団体の機関紙ですとか、もしくは一般の新聞等も当然含まれると思うんですが、そういった新聞、さらに雑誌とかもありますでしょうかね。そうしたものを職員が庁舎内で受け取って読んでいるというような、そういうことは現状ほかにあるのかどうか確認をとらせてください。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 1点目ですね。実態の把握という部分ですが、先ほど申し上げたとおり、庁舎管理担当課長としては把握しておりません。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 新聞をはじめ雑誌類ですね。これも個人の動きになりますので、我々としては把握していないというのが実態でございます。

【黒沢委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 今1番と2番で、それぞれ把握していないということでしたが、これを町として、今後把握していこうというようなお考えはあるのかどうかという点についてお伺いいたします。

【黒沢委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 現時点では予定はしておりません。

以上です。

【黒沢委員長】 副委員長何かありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、皆さんに発言いただいたかと思しますので、これにて執行部に対しての質疑も終結いたします。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本9月会議の総務常任委員会に付託されました陳情につきましては、陳述者の方からも陳述をいただいて、それに対する質疑、また執行部に対しても現状の体制等を確認していただいたところでございます。この中でしっかりと審査ができたかどうかを含めて、今後の進め方についていかがいたしましょうか。皆さん、それぞれ会派をお持ちでしょうから、会派内で調整するなり、そういった時間をとったほうがよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、暫時休憩といたします。

再開のめどとしては、10時半ぐらいでよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、その間に会派等で調整をいただければと思います。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

皆さん、それぞれ会派等に戻っていただいて、調整していただいたかと思いますが、まず、ここまででしっかりと審査ができたのかどうか、この後討論、採決に進んでいってしまっているのかどうか、その辺について皆さんからご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

十分に審査ができて、それぞれ委員の皆様が判断できる状態にはなったという認識でよろしいでしょ

うか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、この後討論、採決に進んでまいりたいと思いますけども、それぞれ討論の準備もあるかと思いますが、その討論作成に対する休憩はとったほうがよろしいでしょうか。このまま入っちゃっていいですか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、この後討論、採決に移ってまいりたいと思います。

それでは、これより討論に入ります。陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 本件陳情の要旨は、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に自粛を求め、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること、配布先を自宅にする旨を職員に指導徹底すること、そして勧誘に関しての調査・確認をすることを陳情としたものであり、陳情審査において、寒川町庁舎管理規則では、政治活動が該当するのか、該当の政党機関紙にかかる過度な勧誘行為やパワーハラスメントに当たる行為があるのかどうか、事実確認のため質疑しました。

質疑に対して町の答弁では、寒川町庁舎管理規則では、政治活動に関しての規定はない、庁舎内で過度な勧誘があったことは把握していない、実際にハラスメントがあった場合は、適切に対応したとの回答があり、実際に政治活動に関しての規則はなく、過度の勧誘行為は把握されていないことや、ハラスメントに当たる行為にも対応していることが分かりました。

他市町村の例もございしますが、審査におきましては、ここは寒川町であり、寒川町役場庁舎内で本件陳情内容に該当するかどうかを審査いたしました。

政党機関紙の購読の働きかけや配達・集金活動は、適切な政治活動であり、国民は、憲法第21条1項に基づき表現の自由としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は、立憲民主制の政治過程にとって不可欠な基本的人権であることに鑑みると、職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金する活動は憲法に保障された政治活動であり、憲法に基づいた権利が保障されるべき行為に行政が制限を設けるべきではございません。地方自治法に基づく法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべきものであり、職員が政党機関紙を購読する、受け取る行為は、憲法19条に基づく職員個人の思想、信条の自由、内心の自由であり、地方公務員法第36条第2項に規定する政治的行為に当たらず、政党機関紙の購読場所や集金場所に関しても、寒川町庁舎管理規則に該当しない限り、政治活動を行う場所は個人の自由でございます。

職員への政党機関紙購読調査に関しまして、東京高等裁判所での2011年9月29日、川崎市職員に対する政党機関紙購読調査違憲訴訟事件の控訴審判決言渡し期日における裁判長が法廷で朗読した付言において、本件アンケートの調査の質問項目の中には、思想及び良心の自由の保障との関係で、限界に近い領域にあると言わざるを得ないものがありと明言していることから、行政により政党機関紙購読調査が行われることは、憲法19条、思想及び良心の自由の権利を侵害するものであり、行われるべきではな

いと思います。政党機関紙の勧誘・購読することは、憲法19条に基づき、思想及び良心の自由及び憲法21条1項に基づき表現の自由の権利であり、最大限守られるべきものであるため、陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情に反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。次に賛成討論のある方。

山上委員。

【山上委員】 それでは、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情に関しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

政党機関紙の購読は個人の自由であり、また配達先も読む人の希望するところであって、あえて庁舎内でもなくてもよいのではないのでしょうか。そういったことから、自由意志に任せられるものだと思っております。仮に機関紙を発行する政党を支持しない人であっても、国政の状況や他自治体等の先進事例等の情報収集のため、活用していきたいと考える人もいるかと思えます。

この陳情の趣旨は、政党所属の議員がその立場を利用して強制的に購読させるようなことがあってはならないということや、心理的圧力を与えて半ば強制的に購読させようとするのは、あってはならない行為であることを陳情項目3点において表明しているのではないのでしょうか。ましてや庁舎内で購読料のやり取りをするということは、それを見た町民からは営業活動と取られても仕方のないことだと思います。

前職のとき、私もある政党議員たちと課長会を代表してお話をしたことがありました。私たちは、あくまでも営業活動であると言いましたが、頑として政治活動であることを主張されていましたが、話の接点が見いだせなかったため、課長職のほぼ全員が、それぞれの意思として購読をやめるに至りました。議員が考えていることや職員、ましてや市民や町民が考えることと違って、かみ合わないことは、その議員の倫理観等の資質が問われるものであるもので、一方的に主張を通すことはいかなるものかと思えます。議員として気をつけなければならない点でもあります。しかしながら、現時点で職員への調査・確認をすることは、各自のプライバシーに関わることであり、一考することが必要かと思えます。しかし、私のように自主的に行動を起こそうとする職員や相談したい職員がいた場合は、適切な対応が必要かと思えます。

今回の陳情については、今現在の状況に対する問題提起と捉えて、賛成といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。次に反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、この陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情に対して討論を行います。この陳情は、陳情項目では政党機関紙の庁舎内での勧誘・配達・集金について中止を求めています。陳情理由で引用している世界日報の内容を見ますと、日本共産党のしんぶん赤旗を庁舎内で職員が購読することをやめさせるのを狙った攻撃だと思えます。このことは政党の政治活動を制限しようとするにほかならないと思えます。断じて許すことはできません。

そして、陳情項目に沿って意見を述べたいと思います。陳情項目の①については、庁舎内の政党機関紙の勧誘・配達・集金は、質疑で明らかになったように、庁舎内管理規定の対象外ということでした。そもそも議員は、選挙で町民から選ばれた非常勤特別職です。その議員が集まって町議会を構成してお

ります。同じ町民から選挙で選ばれた町長と二元代表制で地方自治体を運営するシステムになっているわけです。その意味で、議員と議会は重要な役割を町民から負託されているわけです。また、政党の機関紙を職員の皆さんにお勧めすることは、日本の政治が政党政治である以上、公務員として職員が幅広く各政党のことを知っていただいたり、あるいは国の政治の状況をしっかり把握すること、これらが地方自治体の職員の仕事でもあると思っています。

また、購読するかどうかは、当然ながら職員の判断にあると思います。また、陳情項目2については、職員の政治的中立性を守ってほしいということでもありますけど、職員の政治的中立性とは、業務を遂行する上で、あるいは町民との様々な対応をする上で政治的に中立であること、そして政党の機関紙を購読することは、政治的中立性を侵すことにならないことは明らかです。職員が政党の機関紙を購読する意味は資料として活用したり、あるいは批判的に読む場合もあります。様々であります。そう思います。そして、このことは日本国憲法が保障することでもあります。自宅で購読するかどうかはご本人が決めることでもあります。

そして陳情項目3については、あたかも議員が地位を使って購読を強制したり、あるいは嫌がらせをしているという書き方がありますけど、これは大変な言いがかりだと思います。そもそもそんな事実はあるでしょうか。また、最近、時事通信の記事では、世界統一家庭連合、旧統一教会による靈感商法をめぐり、質問権を行使して調査を進めてきた文部科学省は、宗教法人法に基づき教団の解散命令を東京地裁に請求する方針を固めました。そして政府関係者への取材で30日に分かったということです。素性を隠して不安をあおるなど、組織的な勧誘が広く継続して行われ、悪質と判断したと、10月12日の宗教法人審議会に諮問すると決定するとニュースになっています。これは反社会的団体によって政党の政治活動を制限しようとする意図は明らかだと言わなければなりません。

以上、陳情第11号に対しては反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。次に賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

小泉委員。

【小泉委員】 まず、この陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、討論に先立ちまして、執行部から様々な質問もさせていただきましたが、私からは、例えば許可なく立ち入りということですか、そうした点について把握をされているのかという質問をしたところ、特に執行部側からは把握していないというような回答がありました。実態としまして、特に今回の陳情項目1番ですとか、こちらに書かれているような内容を把握されているというのであれば問題でしょうが、特に把握もされていないというご回答でもありましたので、現状この陳情を取り上げて賛成する理由が特に見いだせないという判断をいたしましたので、反対とさせていただきます。

以上、反対討論とさせていただきます。

【黒沢委員長】 他に討論はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上をもちまして、討論を終結いたします。

これより陳情第11号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成4名ということで、委員会としては可否同数となりました。可否同数となった場合については、委員長の裁決となります。委員長裁決におきましては、法則として現状維持の法則というのがございます。本陳情が採択された場合については、執行部に対して新たなルールの作成であったりとか、今まで行ったことがないアンケートの実施等を求めることになろうかと思えます。そういう意味では、現状維持の法則を行使しまして、委員会としては不採択とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。よって、陳情第11号は不採択といたします。

以上で、本日の会議は終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前10時44分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

委員長 黒沢 善行